

住民税・国保税等の申告が必要か、必要でないかについて

【申告が必要でない方】

(1) 収入が公的年金のみの方

ただし、年金以外の収入（農業をしている、土地の譲渡がある、個人年金を受給しているなど）がある方や、源泉徴収税額がある方で医療費控除を受ける予定の方は申告が必要となります。

(2) 収入が1か所からの給与のみで年末調整されている方

年末調整済みの「給与支払報告書」が勤務先から市役所へ提出された方およびその扶養になっている方で収入のない方。（提出されているか不明の場合は勤務先に確認してください）

年末調整済みの方で、医療費控除などの各種控除の追加または変更を受ける場合は申告が必要となります。

(3) 所得税の確定申告書を税務署へ提出する方

税務署で所得税の確定申告書を提出する方は、市への申告は必要ありません。

【申告が必要な方】

① 上記記載以外の方

② 遺族年金や障害年金等は非課税となりますが、市役所にその資料は届かないため確認ができませんので、その旨の申告が必要となります。

※ 遺族年金や障害年金のみの方で申告会場へ来られない方については、代理申告または電話での申告も受け付けます。

③ 土地・建物を売却された場合

（市・県・国の買取含む。左記に関しては、発行されていれば特別控除の証明書が必要。）

④ 公的年金等の収入金額が400万以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万以下である場合には、確定申告の必要はありません（年金所得者に係る確定申告不要制度）が、市への申告（住民税等）は必要です。

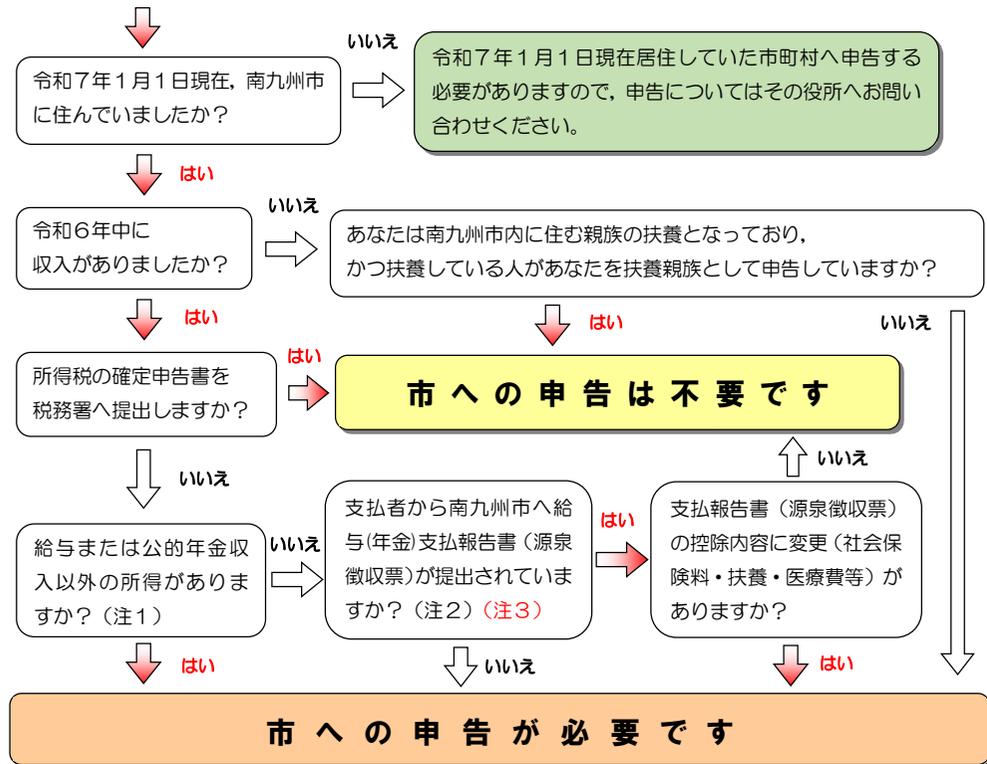
右ページの【住民税・国保税等の申告が必要かチェック！】でご確認下さい

※ 住民税の申告が、必要か必要でないか判らない場合は、申告会場へお越しください。

住民税・国保税等の申告が必要かチェック！

【スタート】

この図は、基本的な流れを表しています。場合によっては、市への申告または確定申告が必要になる場合があります。



(注1) 年金のうち、遺族年金・障害年金のみを受給されている方は申告が必要です。

(注2) 給与支払報告書提出の有無については、勤務先にお問い合わせください。

(注3) 公的年金（遺族年金・障害年金等を除く）については、日本年金機構から南九州市へ情報が提出されます。

※ 平成18年4月1日以前に生まれた方を対象としていますが、それ以降に生まれた方で令和6年中に収入のある方は申告が必要です。

※令和6年中に入居した住宅ローン控除を受ける方は、上図に関係なく確定申告が必要です。（必要な書類は必ず揃えて申告してください。）

※ 期限内に申告がないと「所得証明書・課税証明書の発行が出来ない」、「国保税の軽減が受けられない」、「国民年金の免除が受けられない」などの不都合が生じることがあります。

※ ふるさと納税のワンストップ特例の適用を受けている方は、寄附先が5箇所を超えた場合や確定申告（医療費控除など）を行う場合は、特例適用外となりますのでお気をつけ下さい。確定申告で全寄附額を申告し直す必要があります。

※ 職員が各会場へ出向くため、申告期間中は市役所窓口での申告は受け付けできません。